

## 論点に対する回答

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>1. 行政手続コストの 20%以上削減について [商業登記等]</p> <p>④ 行政手続コストの 20%以上削減の最新の達成状況について、可能な限り定量的・具体的にご説明いただきたい。</p> <p>⑤ 最新の達成状況を踏まえ、20%以上削減の目標達成までの道筋、今後の取組について、具体的、定量的にご説明いただきたい。  この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しく下さい。(可能な限り、具体的な月次目標についてお示しく下さい。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しく下さい)</p> <p>⑥ 株式会社の設立登記・役員変更の登記について、高い補正率(本人申請の補正率は約 30%)を下げることで行政手続コスト削減に資すると考えられるが、高い補正率の原因分析の結果と対策について、具体的にご説明いただきたい。  (参考) 令和元年 7 月 29 日の行政手続部会において、宮崎商事課長は、「補正原因の原因分析を現在行っておりまして、その結果を踏まえて対策を実施していきたい」旨発言</p> <p>⑦ オンライン申請利用率の向上は、行政手続コストを削減する上で重要な手段であり、利便性の高いシステムとすることが必要。API の公開は、利便性の高いシステムとする上で重要な手段であるが、登記・供託オンライン申請システムの API の公開状況及び今後の公開予定について、お示しいただきたい。  (参考) 令和元年 7 月 29 日の行政手続部会において、徳田登記情報センター室法務専門官は、API の一般公開について</p>

「できるものは順次やっていきたい」旨発言

- ⑧ 申請者に使い勝手の良い申請システムという観点からは、ID・パスワード方式の導入も有効であるが、法務省の検討状況をお示しいただきたい。
- ⑨ 登記情報システムの更改に伴う行政機関間の情報連携について、2020年度にシステム運用開始予定とされているが、システムの運用開始時期等今後の見通しについて、具体的にご説明いただきたい。

【回 答】

- ④ 当省としては、行政手続コストの削減のための各種方策に取り組んでいるところである。具体的には、平成30年3月から、法人設立登記を原則として申請から3日以内に完了する取組を開始している。そして、本年1月14日から、QRコード（二次元バーコード）を活用した書面申請の取扱いを開始し、申請人が法務省の提供するソフトウェアを利用して簡単・正確に登記申請書を作成することができるようになるほか、本年3月には、オンライン申請を対象に、必要な添付書面を申請前にセルフチェックすることができる機能や、「登記すべき事項」の入力を補助し誤った入力を防止する機能が同ソフトウェアに実装される予定である。さらに、同月には、オンライン申請による法人設立登記の24時間以内の処理を開始する予定であることから、更にオンライン化が徹底されることになる。これらの方策により削減される行政手続コストについては、基本計画に沿って、各年度に実施する計測結果に基づいて把握することになる（本年度は、本年1月から3月にかけて実施するアンケート調査により計測）。
- ⑤ 令和3年度までの取組期間（基本計画の2の6）において、まず、令和2年度中に行政機関間の情報連携の運用が開始される予定である（後記⑨を参照）。これにより、事業者の作業時間のうち「関係官署等への登記事項証明書の提出」に要する時間が削減されることから、これにより十数%程度の行政手続コストが削減されることを想定している。さらに、④に記載したこのほかの方策により、「申請前の相談等」、「登記申請書の作成」及び「登記申請後の補正」に要する時間が削減される見込みであるこ

とから、最終的に、取組期間において、行政手続コストの20%の削減を達成することを考えている。

なお、商業登記等の分野における行政手続コストの計測は、申請人（本人及び資格者代理人）からの協力を得て事業者の作業時間を作業内容ごとに聴取するアンケート調査による必要があることから、毎月これを実施することは困難である。そのため、月次の進捗目標を設定して進捗管理を行うことも困難である。

- ⑥ 昨年5月から6月にかけて受け付けた申請のうち、補正となったもの（437件）についてデータを収集し、分析を行ったところ、補正の原因として多かったのは、設立登記・役員変更登記ともに、添付書面（定款や株主総会議事録等）の添付漏れや記載内容の誤りであった。この結果を受けて、法務局ホームページに掲載している記載例の改善を行うよう準備中である。具体的には、申請人が誤りやすい部分に関して記載例に注意喚起の文言を加えることや、チェックリストを追加することを予定している。併せて、④のQRコード（二次元バーコード）を活用した書面申請や新たに実装される機能を活用した申請が最大限利用されるように、ホームページの案内を充実させてまいりたい。
- ⑦ 昨年7月29日の行政手続部会で提示した工程表に基づいて、順次作業を実施しているところである。
- ⑧ 昨年7月29日の行政手続部会におけるヒアリングにおいて御回答したとおり、登記申請の内容に応じたリスク評価等を行いつつ、オンライン申請における本人確認の在り方の方向性について、検討中である。
- ⑨ 行政機関との登記情報連携については、現在、登記情報システムにおいて、システム開発を進めている。  
今後は、情報連携を行う行政機関と調整の上、本年6月から9月までの期間で行政機関との連携テストを実施し、同年10月以降、情報連携の準備が完了した行政機関との間で、登記情報連携の運用を開始することを予定している。